

2024年3月6日

(電子提供措置の開始日 2024年2月28日)

株 主 各 位

大阪市西淀川区御幣島六丁目7番5号
(本社事務所 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号)

株式会社ササクラ

取締役社長 笹倉 慎太郎

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイト「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト <https://www.sasakura.co.jp>

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2024年3月20日(水曜日)午後5時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

記

1. 日 時 2024年3月21日(木曜日)午後4時
2. 場 所 大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号
株式会社ササクラ 本社7階 役員会議室
3. 目的事項
決議事項
議 案 資本金の額の減少の件
4. その他招集にあたっての決定事項
ご返送いただいた議決権行使書において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場にご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトにおいて、修正内容を掲載させていただきます。

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 議 案 資本金の額の減少の件

資本政策の柔軟性および機動性を確保することなどを目的として会社法第 447 条第 1 項の規定に基づき、資本金の額を減少し、減少した資本金をその他資本剰余金に振り替えたいと存じます。減少する資本金の額および資本金の額の減少が効力を生ずる日は以下のとおりであります。なお、本件による発行済株式総数に変更はなく、当社の純資産額にも変更はありませんので、1 株当たり純資産額に変更が生じるものではございません。

#### (1) 減少する資本金の額

資本金の額 2,220,000,000 円のうち、2,120,000,000 円を減少し、100,000,000 円といたします。

#### (2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の額 2,120,000,000 円的全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

#### (3) 資本金の額の減少が効力を生ずる日

2024 年 3 月 22 日 (予定)

以 上

## 株主総会会場ご案内図

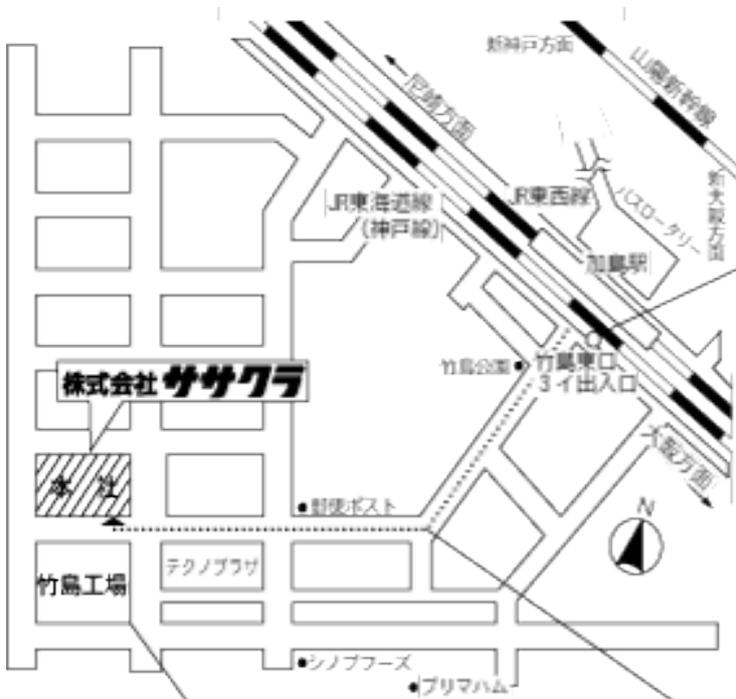
会場：大阪市西淀川区竹島四丁目7番32号  
 株式会社ササクラ 本社7階 役員会議室  
 代表電話（06）6473-2131



交通：JR東西線「加島駅」下車、竹島東口3イ出入口から徒歩約5分。

・JR新大阪駅・大阪駅からはJR東海道本線神戸方面行き乗車、「尼崎駅」で乗換え

(株)ササクラ本社入口



JR東西線「加島駅」  
 (竹島東口3イ出入口)



竹島公園



(矢印方向に曲がってください。)



環境にやさしく……植物油インキを使用しております。